公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会主催

相続セミナー
「知っておきたい相続の課題」

講師
足利銀行　コンサルティング営業部
プライベートバンキング室　財産コンサルタント
渡辺　誠之

2022年3月17日

自己紹介

栃木県出身　43歳

2001年　足利銀行に入行
現在、富裕層の財産コンサルティング業務、
相続関連業務に携わる

家族構成：妻と二人暮らし
趣味：ゴルフ

本日のセミナーの流れ

１．知っておきたい相続の課題

（１）遺産分割（２）流動資産の確保（３）相続税

２．遺産分割

３．流動資産の確保

４．相続税

５．事例研究

６．何からはじめるべきか

【参考資料】

最後に

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

１．知っておきたい相続の課題

遺産分割

財産の分け方が決まらない
「争族」の発生

流動資産の確保

のこされた家族の生活資金が
引き出せない

相続税

相続税を納める現金がない
相続税が高額

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

2．遺産分割
（1）遺産分割協議とは

財産の分け方について、相続人同士で
話し合って決めること
「誰が」「何を」「どれだけ」相続するか

被相続人

預貯金

自宅

有価証券

自宅以外の不動産

など

相続人

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

2．遺産分割
（2）遺産分割の現状①

遺産分割事件
「新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移」

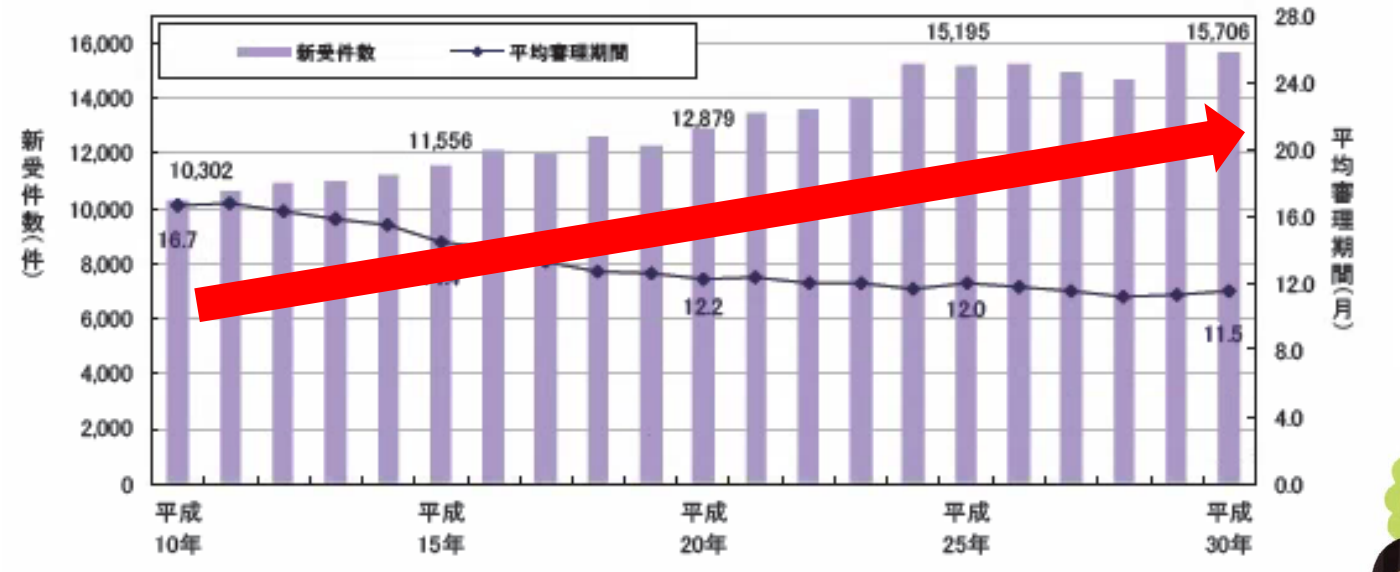

（出典）司法統計「家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等」

新受件数は、高齢化の影響等により長期的にみれば**増加傾向**にあり、
平成30年は1万5706件であった。

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

2．遺産分割
（2）遺産分割の現状②

Q. 遺産分割でもめるのは、お金持ちの話でしょうか？

遺産分割事件の遺産額

遺産額	件数
1,000万円以下	2,413件
1,000万円超　5,000万円以下	3,266件
5,000万円超　1億円以下	897件
1億円超　5億円以下	505件
5億円超	24件

全体の
79.9%

（出典）平成29年度司法統計「遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（「分割をしない」を除く）-遺産の内容別遺産の価額別-全家庭裁判所」

A. 争いごとは意外なことに一般家庭で多く起きています

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

2．遺産分割
（３）遺言書がない場合の相続手続き

ポイント

①相続財産の調査・収集

・亡くなった方の財産※を相続人が把握できているか？
※「何が」「どこに」「どれだけあるか」

↓

②遺産分割協議

・バランスの取れた遺産分割が可能か？
・あげたい人、あげたくない人、普段から付き合いがない人はいないか？

↓

④預貯金・有価証券などの換金

・相続人が煩雑な相続手続きを行うことができるか？

【相続手続きが困難となるケース】
・相続人（配偶者･兄弟姉妹)が高齢
・相続人が遠くに住んでいる
・仕事が忙しく手続きする時間がない

↓

④不動産の名義変更

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

２．遺産分割
（４）遺言書作成のポイント

①財産の内容（目録）

↓

②配分の内容（分け方）

↓

③予備の配分（万が一）

↓

④遺言執行者（手続きする人）

↓

⑤付言（メッセージ）

ポイント

遺言書は誰でも作成できる

↓

遺留分（**法律**）や、相続税（**税金**）を考慮し、「**良い**」遺言書を作成することが重要

↓

財産全体のコンサルティングができる専門家に相談

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

2．遺産分割
（５）遺言書の種類

	内容	メリット		デメリット
自筆証書遺言	・遺言者が遺言を自筆 ・押印が必要	**保管制度※**を活用しない場合	・簡単に作成できる ・遺言内容の秘密が保てる ・費用がかからない	・家庭裁判所での検認手続きが必要 ・方式不備で無効となる可能性がある ・遺言者の紛失や他人による隠匿、破棄のリスクがある
		保管制度※を活用した場合	・簡単に作成できる ・家庭裁判所での検認手続きが不要 ・紛失や隠匿、破棄のリスクがない	・多少の費用がかかる ・法務局での本人確認が必要となるため、必ず本人が法務局へ出向かなければならない
公正証書遺言	・遺言者が遺言の内容を公証人に口述し、作成 ・証人2人以上の立会が必要（相続人となる人等は証人になれない）	・公証人が関与するので、方式不備の心配がない ・公証役場に保管されるので、紛失の心配がない ・家庭裁判所での検認手続きが不要		・多少の費用がかかる

※　法務局における自筆証書遺言の保管制度。内容については【参考資料】に記載

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

２．遺産分割
（６）遺言書を作成すべき代表的なケース

子供がいない

兄弟姉妹や甥姪が相続人となり、相続人の数が多くなることがある

会社経営者、地主

後継者（継ぐ者）とそれ以外の者との間で、法定相続分による遺産分割が困難

相続人に認知症、障害者、行方不明者がいる

遺産分割協議が難航する可能性がある

遺したい人、遺したくない人がいる

遺言書がない場合、話し合いは原則、法定相続分からスタートする

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

3．流動資産の確保
（１）相続発生～現金受取まで

①財産の凍結

②遺産分割協議

③遺産分割協議書の作成

④名義の変更

⑤現金受取

・（遺言書がある場合も含めて）
現金受取までには**相当の手間と時間**がかかります※

※「相続預金の仮払制度」があり（2019年7月施行）
次ページ参照

家族の生活資金

固定資産税

相続税
（10か月後）

凍結されちゃった、、、
どうしよう、、、

のこされた家族が安心できるように、すぐ使えるお金（流動資産）を準備しましょう！

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

３．流動資産の確保
（２）相続預金の仮払制度

民法改正により新たに規定された制度。遺産分割前に、家庭裁判所の判断を経ずに**相続人単独の手続きで、相続預金の一部を払い出せる**制度。

受け取れる金額	相続開始時の預金残高（被相続人） × **1/3×払戻請求者の法定相続分** ただし、一金融機関**150万円が上限**
お金を受け取る際の必要書類	・被相続人の除籍謄本と戸籍謄本または戸籍全部事項証明書※（生まれてからお亡くなりになられた日までの連続したもの） ・相続人**全員**の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書※ ・払戻請求者の印鑑証明書 ・遺産分割前の預金払戻請求書 ※認証文付き法定相続情報一覧図により代用可
受取手続き	払戻しを請求する相続人が銀行窓口で行う
お金を受け取るまでの所要日数（目安）	必要書類受付後7営業日程度

必要書類など、金融機関によって取扱いが異なる場合があります。

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

3．流動資産の確保
（3）生命保険の活用

死亡保険金は、**死亡保険金受取人が指定**されているため、原則、**遺産分割協議の対象から外れます。**そのため、死亡保険金受取人からの請求により比較的速やかに支払われます。

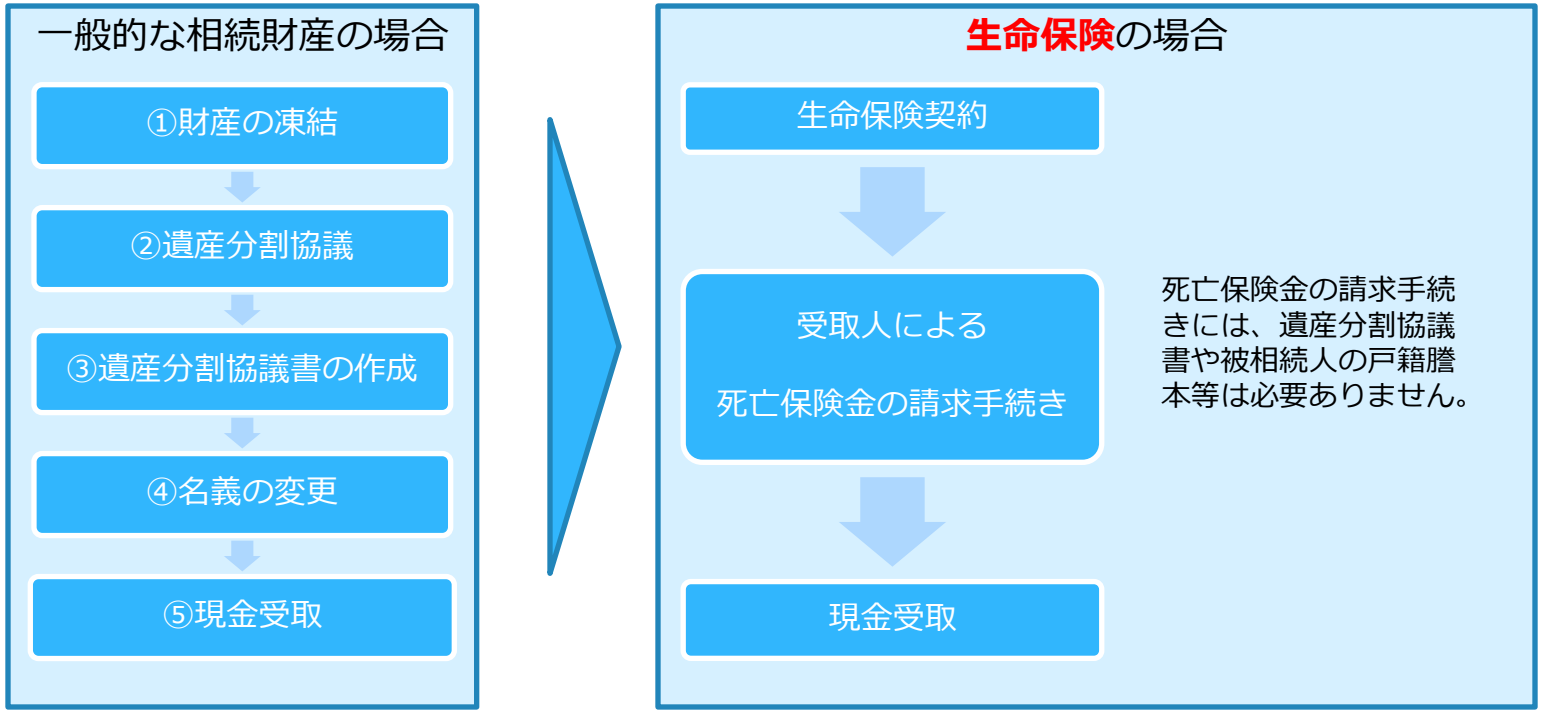

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

４．相続税
（１）基礎控除

基礎控除を超える分に対し、税金が発生します。

【基礎控除額】3,000万円＋600万円×**法定相続人**

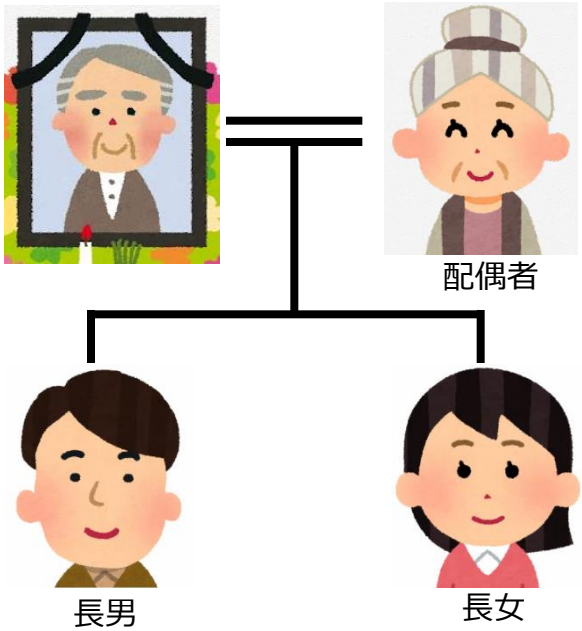

基礎控除額：
3,000万円+600万円×**3人**
＝4,800万円

2017年に相続税の課税対象となった人の数は約111,000人で、
課税割合は8.3%

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

４．相続税
（２）相続税早見表

課税価格	配偶者あり（一次相続）				配偶者なし（二次相続）			
	子1人	子2人	子3人	子4人	子1人	子2人	子3人	子4人
5,000万	40	10	0	0	160	80	20	0
1億円	385	315	263	225	1,220	770	630	490
2億円	1,670	①1,350	1,218	1,125	4,860	②3,340	2,460	2,120
3億円	3,460	2,860	2,540	2,350	9,180	6,920	5,460	4,580
4億円	5,460	③4,610	4,155	3,850	14,000	④10,920	8,980	7,580
5億円	7,605	6,555	5,963	5,500	19,000	15,210	12,980	11,040
10億円	19,750	17,810	16,635	15,650	45,820	39,500	35,000	31,770

・被相続人の遺産を法定相続人が法定相続分どおりに相続するものとして税額を算出しています。
・1万円未満を四捨五入しています。

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

４．相続税
（３）贈与税早見表

1年間に贈与を受けた額（110万円基礎控除前）	一般贈与		特例贈与※	
	贈与税	負担割合	贈与税	負担割合
110万円	0	0%	0	0%
200万円	9	4.5%	9	4.5%
300万円	19	6.3%	19	6.3%
400万円	33.5	8.4%	33.5	8.4%
500万円	53	10.6%	48.5	9.7%
600万円	82	13.7%	68	11.3%
700万円	112	16.0%	88	12.6%
800万円	151	18.9%	117	14.6%
900万円	191	21.2%	147	16.3%
1,000万円	231	23.1%	177	17.7%
3,000万円	1,195	39.8%	1035.5	34.5%
5,000万円	2289.5	45.8%	2049.5	41.0%
10,000万円	5039.5	50.4%	4,799.5	48.0%

※20歳以上★（その年1月1日）の者が直系尊属から受ける贈与
★成人年齢の引き下げにより、2022年4月1日以後は18歳となる

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

４．相続税
（４）相続税対策検討のポイント

①全ての財産（資産債務）の洗い出し

↓

②財産配分（案）の策定

↓ ← 遺留分侵害額のチェック

③**各相続人の相続税額**、および**納税資金過不足額**の確認

↓

④納税資金が不足する相続人が**いる**

【検討事項】
・財産配分の見直し
・遊休不動産の整理（売却）
・賃貸経営の法人化（法人への資産売却など）
・事業承継税制※の活用
・（経営法人に対する）貸付金の現金化　など

④**いない**

【検討事項】
・死亡保険金の非課税枠（相続税法12条）の活用
・生前贈与の活用
・遊休不動産の有効活用による財産評価の引き下げ　など

※「非上場株式等に係る相続税･贈与税の納税猶予制度」「個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

5．事例研究
（1）課題を抱える地主編

【前提条件】
・長男が家の跡継ぎ。**賃貸用不動産を全て長男**へ承継させたい。
・配偶者は配偶者特別控除を適用。

相続財産	評価額	妻	長男	次男	長女
現預金	30	15	5	5	5
有価証券	20	5	5	5	5
生命保険	20	20			
流動資産　計(A)	70	40	10	10	10
自宅	10	10			
賃貸用不動産	230		230		
財産計	310	50	240	10	10
相続割合	100.0%	16.1%	77.4%	3.2%	3.2%
相続税(B)	44	0	41	1.7	1.7
納税資金過不足額(A)−(B)	26	40	▲31	8.3	8.3

・長男が(妻と)次男・長女の遺留分を侵害

・長男のみ納税資金が不足
・さらに遺留分侵害額請求のリスクがある

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

5．事例研究
（2）不動産賃貸経営法人化のスキーム

【前提条件】
・ここでいう不動産賃貸経営の法人化とは、
不動産保有方式をいう

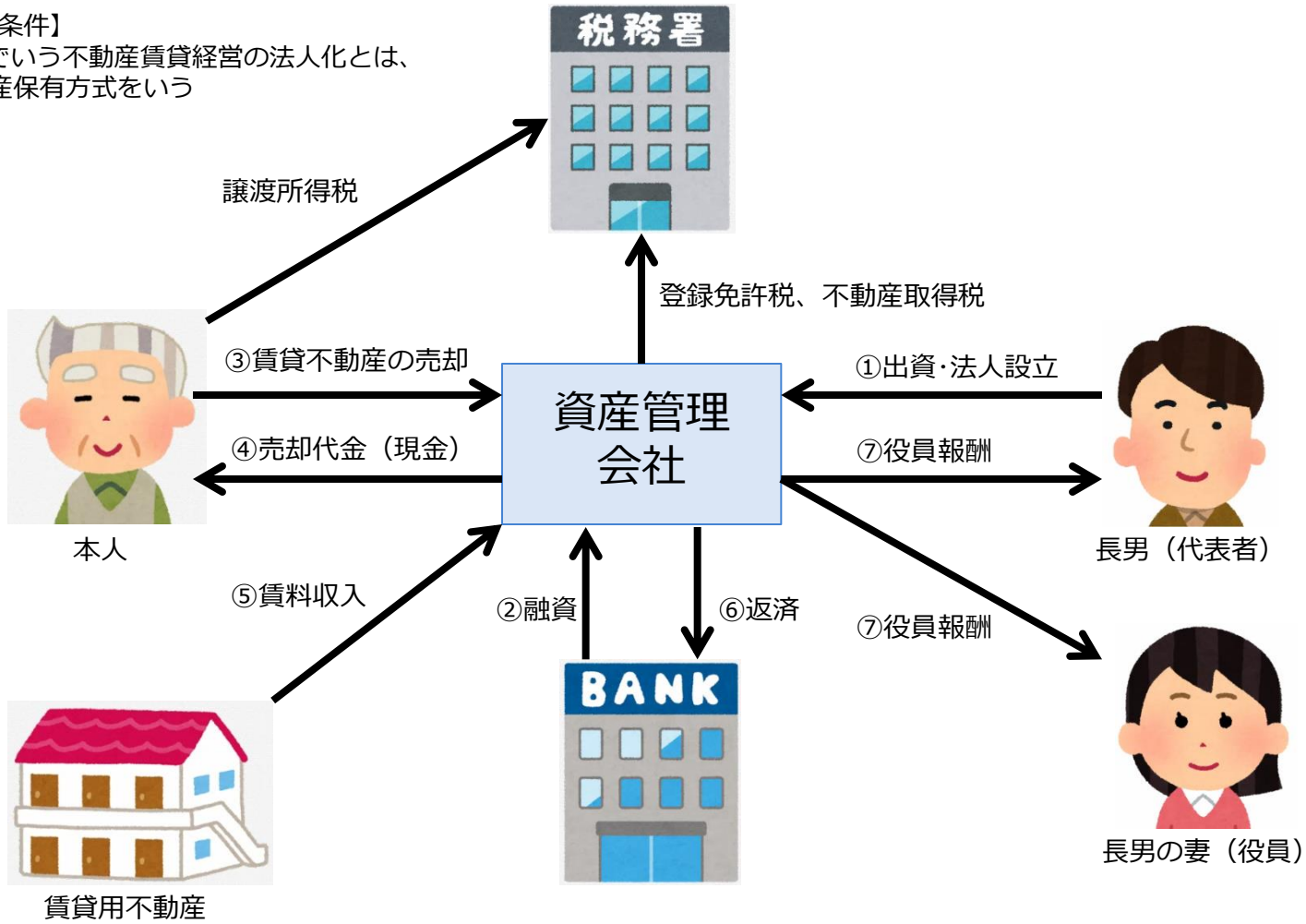

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

5．事例研究
（3）メリット・デメリット

メリット	デメリット
・不動産を個人資産から分離できるため、**争族対策、遺留分対策**になる ・不動産⇒現金に代わることで、**納税資金を確保**でき、**長男以外にも配分し易い資産**となる ・オーナー1人の不動産所得を**複数の役員の報酬として分散**できる ・複数の承継者がいる場合、不動産の共有を回避して株式の保有割合の問題に転換できる	・法人に買取資金が必要となり、**金融機関からの資金調達が必要**になる ・法人（買う側）には、**登録免許税や不動産所得税**がかかる ・オーナー（売る側）には、**譲渡益があれば譲渡所得税**がかかる

法人化の税務メリット
①個人（超過累進税率）から法人（比例税率）への適用
②所得の分散＋給与所得控除＋退職金の支給
③経費や保険の活用余地

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

６．何から始めるべきか
（１）何から始めるべきか、お困りではありませんか？

贈与をはじめませんか？

不動産の有効活用をしませんか？

遺言書は必要ですよ！

介護資金を準備しませんか？

事業承継はどうするの？

何から始めればいいのかな、、、

相続税対策を考えましょう！

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

6．何から始めるべきか
（２）まずは現状分析から

病気の治療の場合	**相続対策の場合**
①問診	①ヒアリング
②**精密検査**	②**現状分析**
③原因の特定	③**課題**の特定
④治療方針の決定	④**対策と優先順位**の決定
⑤治療（投薬・手術）の開始	⑤**対策の実行**
⑥経過観察	⑥定期的なモニタリング

良薬（**対策**）も原因（**課題**）を
間違えると効果がありません！

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

【参考資料】

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子	配偶者：1/2 子：1/2	配偶者：1/4 子：1/4
配偶者と直系尊属（父母や祖父母）	配偶者：2/3 直系尊属：1/3	配偶者：1/3 直系尊属：1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者：3/4 兄弟姉妹：1/4	配偶者：1/2 兄弟姉妹：なし
配偶者のみ	全部	1/2
子のみ	全部	1/2
直系尊属のみ	全部	1/3
兄弟姉妹のみ	全部	なし

なお、子、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合、原則として均等に分けます

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

【参考資料】

「法務局における自筆証書遺言の保管制度」の創設
2020年7月10日施行

・法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます
・法務局で受入れる自筆証書遺言は原本が保管され、画像情報等が管理されます
・法務局で保管される遺言書は、遺言者が生存している間は遺言者本人のみ見ることができ、遺言者以外の人は見ることができません
・（遺言者の死亡後、）相続人や受遺者らは、全国にある遺言書保管所において、遺言書が保管されているかどうかを調べることや、遺言書の写しの交付を請求することができます

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

最後に

本日は、最後までご清聴いただきありがとうございました。

相続に関し、ご心配事がありましたら、何なりとご相談ください。

E-mail　watanabe557@ashikagabank.co.jp

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

メモ欄

本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、 法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

・本資料は、セミナー資料として作成されたものであり、本項に含まれる情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。

・法務・会計・税務等の取扱いについては、弁護士・会計士・税理士等と別途ご相談の上、最終のご確認・ご判断をお願いいたします。

・尚、お客さまにおかれましては、弊行の承諾なく、いかなる手段をもっても本資料の内容を開示することは、ご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。